

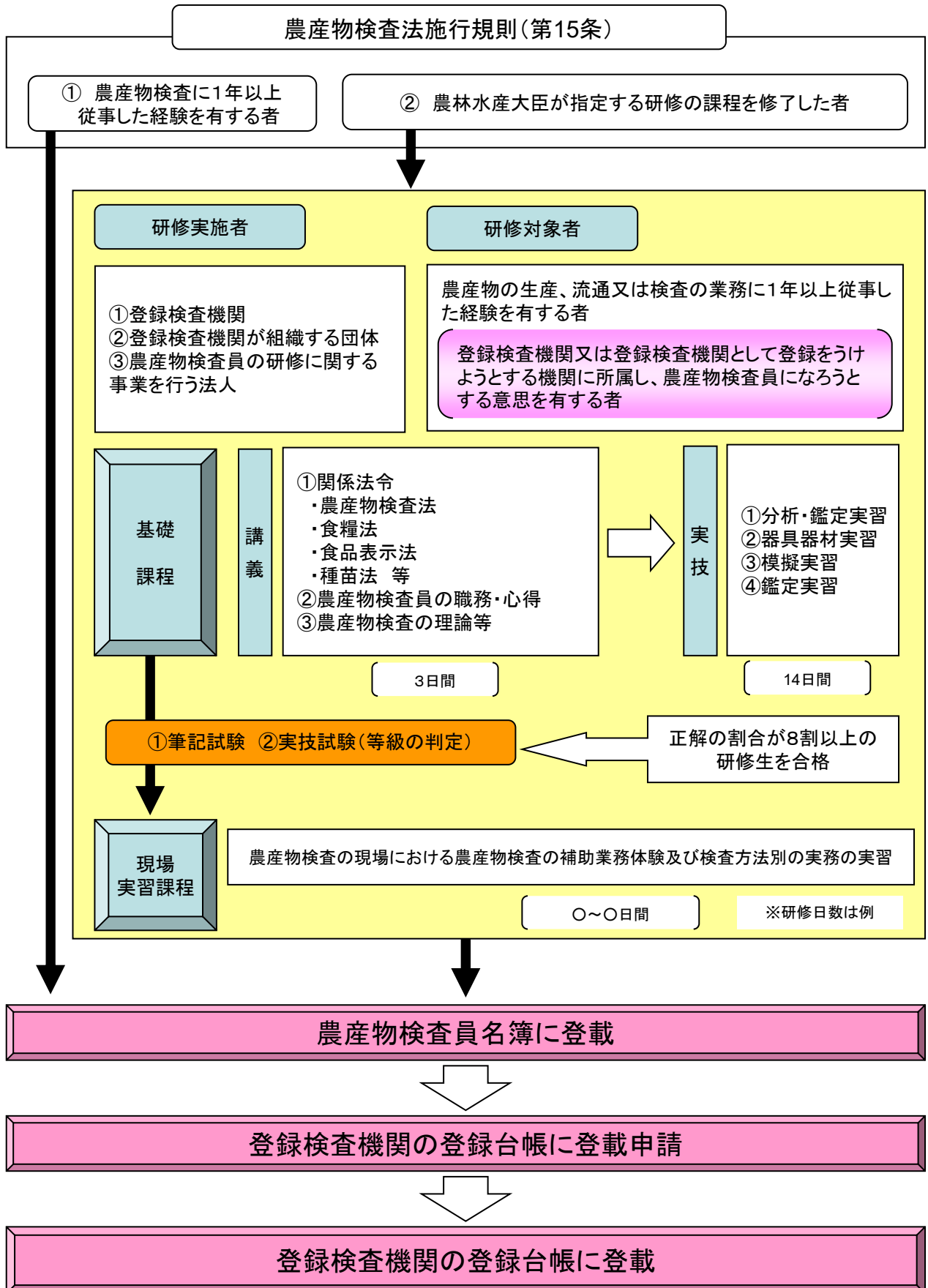
別紙10

基本要領Ⅱの第2 農産物検査員の育成研修 農産物検査員の育成研修実施 マニュアル

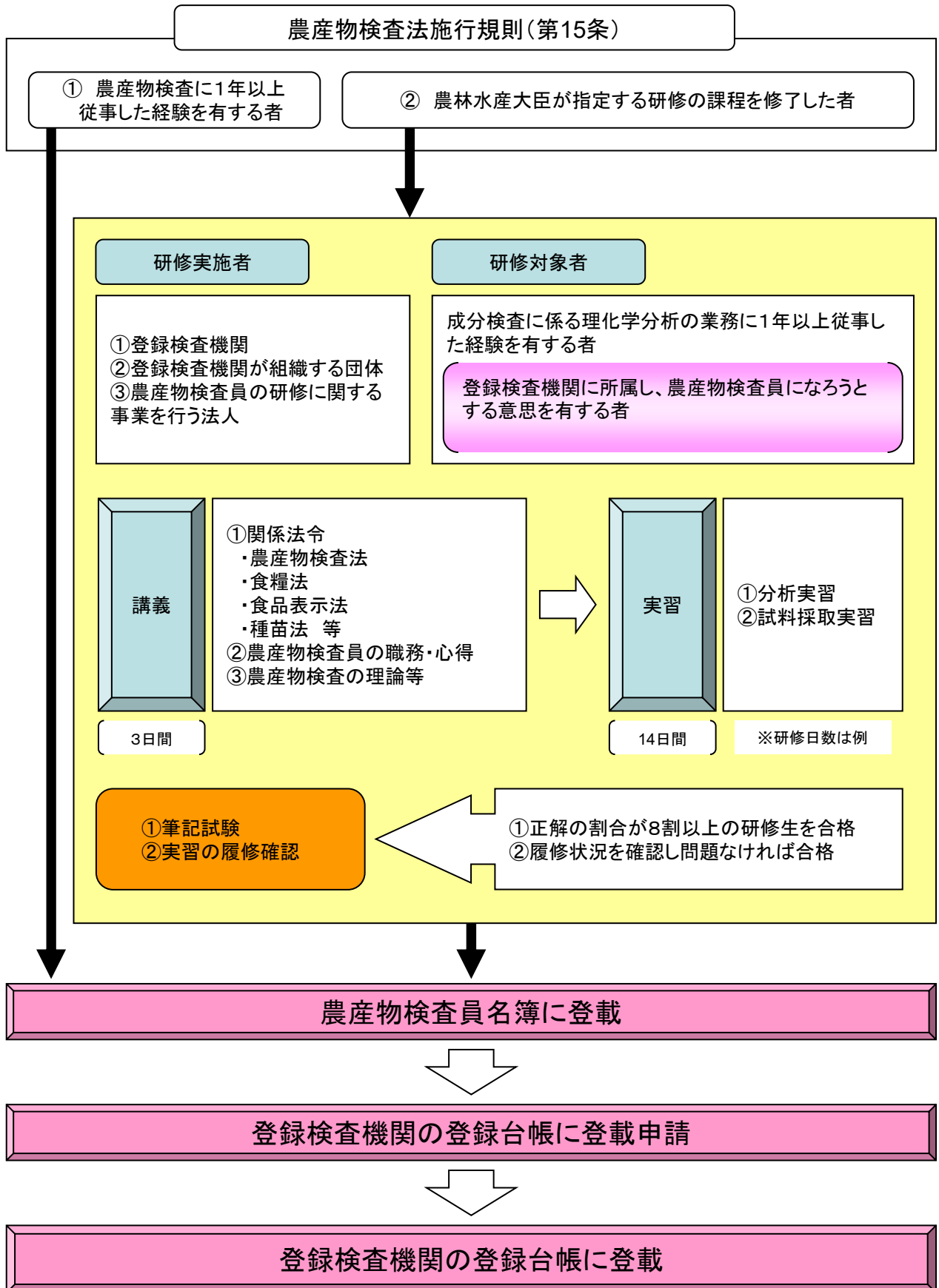
農産物検査員の育成研修の実施手続

(品位検査)	・・・	10-1
(成分検査)	・・・	10-2
第1 育成研修の位置付け	・・・	10-3
第2 定義	・・・	10-3
第3 育成研修の課程等	・・・	10-3
第4 育成研修の実施	・・・	10-5
○ 別紙第10-1号 基礎課程の履修状況の確認について	・・・	10-7
○ 別紙第10-2号 現場実習課程の履修状況の確認について	・・・	10-9
○ 別紙第10-3号 成分検査コースの履修状況の確認について	・・・	10-10
○ 別紙第10-4号 育成研修実施計画書（国内産農産物検査コースの例）	・・・	10-11
○ 別紙第10-5号 育成研修実施計画書（外国産農産物検査コースの例）	・・・	10-14
○ 別紙第10-6号 育成研修実施計画書（成分検査コースの例）	・・・	10-17
○ 様式第1号 育成研修の実施結果について	・・・	10-19
○ 様式第2号 国内産農産物検査コースの履修状況の確認結果	・・・	10-20
○ 様式第3号 国内産農産物検査コースの研修修了者一覧表	・・・	10-21

農産物検査員の育成研修の実施手続 (品位等検査)



農産物検査員の育成研修の実施手続 (成分検査)



農産物検査員の育成研修実施マニュアル

第1 育成研修の位置付け

本育成研修は、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修である。

第2 定義

このマニュアルにおける用語の定義は、次による。

- 1 「国内産農産物検査コース」とは、国内産農産物に係る農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第3項の品位等検査（以下「品位等検査」という。）を行うために必要な知識及び技能の修得を目的とする育成研修をいう。
- 2 「外国産農産物検査コース」とは、外国産農産物に係る品位等検査を行うために必要な知識及び技能の修得を目的とする育成研修をいう。
- 3 「基礎課程」とは、国内産農産物検査コース及び外国産農産物検査コースにおける品位等検査を行うために必要な基礎的な知識及び技能の修得を目的とする研修課程をいう。
- 4 「現場実習課程」とは、国内産農産物検査コース及び外国産農産物検査コースにおける農産物の品目ごとの品位等検査を行うために必要な実務的な知識及び技能の修得を目的とする研修課程であって、品位等検査の現場において農産物検査の補助業務を行いながら実務の実習を行うものをいう。
- 5 「成分検査コース」とは、法第2条第4項の成分検査（以下「成分検査」という。）を行うために必要な知識及び技能の修得を目的とする育成研修をいう。

第3 育成研修の課程等

育成研修に必要な課程等の内容については、次に掲げるとおりとする。

1 育成研修を行う講師

育成研修の講師は、登録検査機関の指導的農産物検査員（登録検査機関に登録されている農産物検査員のうち、指導的役割を果たす農産物検査員であって、登録検査機関の長が指名した者をいう。以下同じ。）又はこれと同等の知識を有すると認められる者（国内産農産物検査コースの講師にあつては、基本要領Ⅱの第4に定める検査精度向上研修に過去1年以内に参加した者に限る。）とする。

2 育成研修の課程において行う課目

(1) 国内産農産物検査コース

ア 基礎課程

(ア) 講義

- a 関係法令（農産物検査法、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という。）、食品表示法、種苗法等）
- b 農産物検査員の職務・心得
- c 農産物検査の理論（検査の手順、検査の事前準備、抽出検査の理論、標準計測の理論等）

(イ) 実習

- a 分析・鑑定実習（分析の方法、品位・農産物検査を行おうとする区域の産地品種銘柄の鑑定等）
- b 器具器材実習（検査器具の使用方法等）
- c 模擬実習（検査場所での検査を想定した実習）
- d 鑑定実習（鑑定会方式）

イ 現場実習課程

農産物検査の現場における農産物検査の補助業務の体験及び検査方法別の実務を実習する。

(2) 外国産農産物検査コース

ア 基礎課程

(ア) 講義

- a 関係法令（農産物検査法、食糧法、植物防疫法、食品衛生法、輸出国の検査制度等）
- b 農産物検査員の職務・心得
- c 農産物検査の理論（検査の手順、検査の事前準備、抽出検査の理論、標準計測の理論等）

(イ) 実習

- a 分析実習（分析の方法等）
- b 器具器材実習（検査器具の使用方法等）

イ 現場実習課程

(1) のイに同じ。

(3) 成分検査コース

ア 講義

(ア) 関係法令（農産物検査法、食糧法等）

(イ) 農産物検査員の職務・心得

(ウ) 農産物検査の理論（検査の手順、検査の事前準備、抽出検査の理論、標準計測の理論等）

イ 実習

(ア) 分析実習（分析の方法等）

(イ) 試料採取実習

3 育成研修履修状況の確認

育成研修履修状況の確認は、別紙第10-1号～別紙第10-3号により、農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有しているかを確認するための筆記試験、実技試験等を行い、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。

別紙第10-1号
別紙第10-2号
別紙第10-3号

第4 育成研修の実施

1 育成研修実施計画書の提出

(1) 研修実施機関（基本要領のⅡの第2の1の(1)に定める育成研修の実施者をいう。以下同じ。）は、育成研修の対象区域を管轄する地方農政局長（研修実施機関が育成研修の対象とする区域を管轄する北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下「住所地地方農政局長」という。）による研修内容の確認に資するため、育成研修を実施しようとする場合は、別紙第10-4号～別紙第10-6号に倣って次に掲げる事項を記載した育成研修実施計画書、別紙第10-1号の履修確認問題（案）及び回答並びに研修テキストの写しを、原則として研修生を公募する1ヶ月前までに、住所地地方農政局長に提出する。

別紙第10-4号
別紙第10-5号
別紙第10-6号

- ア 研修実施機関の代表機関等名、住所及び代表者氏名
- イ 育成研修実施コース
- ウ 育成研修対象品目
- エ 農産物検査を行おうとする区域
- オ 研修実施機関を組織する登録検査機関等名、住所及び代表者氏名
- カ 講師の氏名及びその略歴（役職、農産物検査員の登録の有無等）
- キ 育成研修日程及び育成研修実施場所
- ク 育成研修履修状況の確認方法
- ケ 受入可能人員
- コ 研修生の募集期間及び募集方法
- サ 育成研修受講料
- シ 育成研修に使用する教材

(2) 住所地地方農政局長は、育成研修実施計画書、別紙第10-1号の履修確認問題（案）及び回答並びに研修テキストの写しの提出があった場合、内容を確認し、必要に応じ助言を行う。

(3) 住所地地方農政局長は、育成研修実施計画書の写しを速やかに、農林水産省農産局長に通知する。

別紙第10-1号

2 地方農政局長の助言

(1) 住所地地方農政局長は、研修実施機関が実施する育成研修に際して、第3

の育成研修の課程等の実施内容について、必要に応じ、助言を行う。

(2) 育成研修実施場所に住所地地方農政局長の管轄する区域に属さない区域が含まれている場合は、必要に応じ、管轄地方農政局長が、(1)の助言を行う。

(3) 地方農政局長は、助言を行うため、必要に応じ、研修実施機関の代表者に研修生の氏名、所属する登録検査機関等名を記載した研修生名簿の提出を求めることができる。

3 育成研修の結果報告

研修実施機関は、当該研修が終了したときは、住所地地方農政局長に、様式第1号から様式第3号により履修状況等の確認結果を報告する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

別紙第10-1号

国内産農産物検査コース及び外国産農産物検査コース基礎課程の履修状況の確認について

基礎課程に係る研修生の履修状況の確認については、次に定めるところによる。

- 1 育成研修の実施者は、基礎課程の研修生に対し、原則として基礎課程の実施後から現場実習課程の実施前までの間に、国内産農産物検査コース及び外国産農産物検査コースごとに研修生を招集し、筆記試験及び実技試験を実施する。
- 2 筆記試験については、基礎課程の実施内容を踏まえて、試験の問題（原則として20問）及び制限時間（原則として1問当たり2分）を決定の上、実施するものとし、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。
- 3 国内産農産物検査コースの実技試験の内容については、農産物の品目ごとの品位の鑑定（等級の判定）とし、次の表を基準として、基礎課程の実習における当該鑑定の実施内容を踏まえて、鑑定の品目（種類）及びその試料点数並びに制限時間（原則として試料1点当たり2分）を決定の上、実施するものとし、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。

品 目 (種 類)	試料点数
米穀(種子もみ、普通もみ、水稻うるち玄米、水稻もち玄米及び醸造用玄米)	もみ 5点 水稻うるち玄米 10点 水稻もち玄米 5点 醸造用玄米 5点
麦(普通小麦、普通小粒大麦、普通大粒大麦及び普通はだか麦)	原則各種類 3点
大豆(普通大粒大豆、普通中粒大豆、普通小粒大豆及び特定加工用大豆)	原則各種類 3点
そば(普通そば、だったんそば)	各種類 3点
	※各種最低点数

- 4 外国産農産物検査コースの実技試験の内容については、農産物の品目ごとの被害粒の分析（被害粒として取り扱うか否かの検査基準品に基づく判定）とし、次の表を基準として、基礎課程の実習における当該分析の実施内容を踏まえて、分析の品目（種類）、被害粒の項目（虫害粒、病害粒、霜害粒、熱損粒、発芽粒等）及びその試料点数並びに制限時間（原則として1項目当たり3分）を決定の上、実施するものとし、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。

品目（種類）	被害粒の項目	試料点数
米穀（玄米・精米）	5項目	1項目につき5点
小麦（赤系・白系）	10項目	1項目につき5点
大麦	5項目	1項目につき5点

- 5 育成研修の実施者は、2による筆記試験及び3又は4による実技試験の合格者について、基礎課程を修了した研修生として認定する。
- 6 育成研修の実施者は、2による筆記試験又は3若しくは4による実技試験に合格しなかった研修生に対し、再試験についての希望を確認の上、それを希望する研修生には1から5までに定めるところに準じて再試験を実施する。なお、実技試験に合格しなかった研修生に対しては、再試験を実施する前に補習を行う。
- 7 育成研修の実施者は、基礎課程を終了した場合は、様式第2号の基礎課程の履修状況欄に「○」を記入する。

国内産農産物検査コース及び外国産農産物検査コース現場実習課程の履修状況の確認について

現場実習課程に係る研修生の履修状況の確認については、次に定めるところによる。

- 1 育成研修の実施者は、現場実習課程を実施後速やかに、研修生ごとに、次の事項について様式第2号に取りまとめる。
 - (1) 現場実習課程の実施日数の計画と実績（計画と実績が異なる場合は、その理由。補習を実施した場合は、その内容）
 - (2) 検査補助業務の履修状況（履修が十分でないと認められる場合は、その内容）
 - (3) 検査方法別検査業務の実習の履修状況（履修が十分でないと認められる場合は、その内容）

- 2 育成研修の実施者は、研修生の履修状況について、履修状況に特に問題のなかった場合は、1の取りまとめにおいて履修状況の確認欄に「○」を記入する。

なお、履修状況の確認について「○」となった研修生について、現場実習課程を修了した者として認定する。

成分検査コースの履修状況の確認について

成分検査コースに係る研修生の履修状況の確認については、次に定めるところによる。

- 1 育成研修の実施者は、成分検査コースを実施した後、研修生を招集し、次に定めるところにより筆記試験を実施する。
 - (1) 筆記試験は、成分検査コースの実施内容を踏まえて、試験の問題（原則として15問）及び制限時間（原則として1問当たり2分）を決定の上、実施するものとし、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。
 - (2) 育成研修の実施者は、筆記試験に合格しなかった研修生に対し、再試験についての希望を確認の上、それを希望する研修生には(1)に定めるところに準じて再試験を実施する。
 - (3) 育成研修の実施者は筆記試験の結果、筆記試験に合格した場合は、様式第2号の講義の履修状況欄に「○」を記入する。

- 2 育成研修の実施者は、研修生ごとに同実習の実施後速やかに、次の事項について確認を行う。
 - (1) 実習の実施日数の計画と実績（計画と実績が異なる場合は、その理由。補習を実施した場合は、その内容）
 - (2) 分析実習の履修状況（履修が十分でないと認められる場合は、その内容）
 - (3) 試料採取実習の履修状況（履修が十分でないと認められる場合は、その内容）

- 3 育成研修の実施者は、1による筆記試験の合格者及び2による履修状況の確認の結果、履修状況に特に問題のなかった研修生について、成分検査コースを修了した者として認定する。

育成研修実施計画書（国内産農産物検査コースの例）

年 月 日

- 1 研修実施機関の代表機関等名、住所及び代表者氏名
- 2 育成研修実施コース
- 3 育成研修対象品目
- 4 農産物検査を行おうとする区域
- 5 研修実施機関を組織する登録検査機関等名、住所及び代表者氏名
- 6 講師

講師氏名	所属	役職等	略歴等
〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇組合	〇〇主任	指導的農産物検査員（令和〇年～）
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

7 育成研修日程及び育成研修実施場所

	内容	実施期間	実施場所	講師
基礎課程				
(1) 講義	ア 関係法令（農産物検査法、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、食品表示法、種苗法等） イ 農産物検査員の職務・心得 ウ 農産物検査の理論（検査の手順、検査の事前準備、抽出検査の理論、標準計測の理論等）	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日（〇日間）	〇〇県〇〇市〇 〇町〇〇番地 〇〇〇〇	〇〇 〇〇 〇〇
	ア 分析・鑑定実習（分析の方			

(2) 実習	法、品位・農産物検査を行おうとする区域の産地品種銘柄の鑑定等) イ 器具器材実習（検査器具の使用方法等） ウ 模擬実習（検査場所での検査を想定した実習） エ 鑑定実習（鑑定会方式）	令和○年○月○日～ ○月○日（○日間）	○○県○○市○ ○町○○番地 ○○○○	○○ ○○ ○○
現場実習課程	農産物検査の現場における農産物検査の補助業務の体験及び検査方法別の実務の実習 ア 米穀 イ 麦類 ウ 大豆	令和○年○月○日～ ○月○日（○日間） 令和○年○月○日～ ○月○日（○日間） 令和○年○月○日～ ○月○日（○日間）	○○県○○市○ ○町○○番地 ○○○○ ○○県○○市○ ○町○○番地 ○○○○ ○○県○○市○ ○町○○番地 ○○○○	○○ ○○ ○○

8 育成研修履修状況の確認方法

(1) 基礎課程

実施予定日：令和○年○月○日

実施予定場所：○○県○○市○○町○○番地 ○○○○

担当講師：○○、○○、○○

筆記試験：20問（制限時間40分）、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。

実技試験：農産物の品目ごとの品位の鑑定（等級の判定）について、次の表のとおりを試料点数（制限時間は試料1点当たり2分）を実施し、正解の割合が8割以上の研修生を

合格者とする。

品 目 (種 類)	試料点数
米穀(種子もみ、普通もみ、水稻うるち玄米、 水稻もち玄米及び醸造用玄米)	もみ 5点 水稻うるち玄米 10点 水稻もち玄米 5点 醸造用玄米 5点
麦(普通小麦、普通小粒大麦、普通大粒大麦 及び普通はだか麦)	原則各種類 3点
大豆(普通大粒大豆、普通中粒大豆、普通小粒 大豆及び特定加工用大豆)	原則各種類 3点
そば(普通そば、だったんそば)	各種類 3点 ※各種最低点数

再試験等：筆記試験又は実技試験に合格しなかった研修生に対し、再試験についての希望を確認の上、それを希望する研修生には再試験を実施する。なお、再試験を実施する前に補習を行う。

(2) 現場実習課程

担当講師：〇〇、〇〇、〇〇

確認内容：農産物検査の現場における農産物検査の業務及び検査方法別の実務を総合的に確認。

9 受入可能人員

〇〇人

10 研修生の募集期間及び募集方法

募集期間：令和〇年〇月〇日～〇月〇日

募集方法：機関紙、ホームページ等

11 育成研修受講料

円(テキスト代含む)

12 育成研修に使用する教材

農産物検査関係通知集、農産物検査マニュアル等

育成研修実施計画書（外国産農産物検査コースの例）

年 月 日

- 1 研修実施機関の代表機関等名、住所及び代表者氏名
- 2 育成研修実施コース
- 3 育成研修対象品目
- 4 農産物検査を行おうとする区域
- 5 研修実施機関を組織する登録検査機関等名、住所及び代表者氏名
- 6 講師

講師氏名	所属	役職等	略歴等
〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇組合	〇〇主任	指導的農産物検査員（令和〇年～）
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

7 育成研修日程及び育成研修実施場所

	内容	実施期間	実施場所	講師
基礎課程				
(1) 講義	ア 関係法令（農産物検査法、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、植物防疫法、食品衛生法、輸出国の検査制度等） イ 農産物検査員の職務・心得 ウ 農産物検査の理論（検査の手順、検査の事前準備、抽出検査の理論、標準計測の理論等）	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日（〇日間）	〇〇県〇〇市〇 〇町〇〇番地 〇〇〇〇	〇〇 〇〇
(2) 実習	ア 分析実習（分析の方法等） イ 器具器材実習（検査器具の	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日（〇日間）	〇〇県〇〇市〇 〇町〇〇番地	〇〇 〇〇

	使用方法等))		〇〇〇〇	
現場実習課程	農産物検査の現場における農産物検査の補助業務の体験及び検査方法別の実務の実習			
	ア 米穀	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日 (〇日間)	〇〇県〇〇市〇 〇町〇〇番地 〇〇〇〇	〇〇
	イ 麦類	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日 (〇日間)	〇〇県〇〇市〇 〇町〇〇番地 〇〇〇〇	〇〇

8 育成研修履修状況の確認方法

(1) 基礎課程

実施予定日：令和〇年〇月〇日

実施予定場所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

担当講師：〇〇、〇〇、〇〇

筆記試験：20問（制限時間40分）、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。

実技試験：農産物の品目ごとの被害粒の分析（被害粒として取り扱うか否かの検査基準品に基づく判定）について、次の表のとおり分析の品目（種類）、被害粒の項目（虫害粒、病害粒、霜害粒、熱損粒、発芽粒等）及びその試料点数（制限時間は1項目当たり3分）を実施し、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。

品目（種類）	被害粒の項目	試料点数
米穀（玄米・精米）	5項目	1項目につき5点
小麦（赤系・白系）	10項目	1項目につき5点
大麦	5項目	1項目につき5点

再試験等：筆記試験又は実技試験に合格しなかった研修生に対し、再試験についての希望を確認の上、それを希望する研修生には再試験を実施する。なお、再試験を実施する前に補習を行う。

(2) 現場実習課程

担当講師：〇〇、〇〇、〇〇

確認内容：農産物検査の現場における農産物検査の業務及び検査方法別の実務を総合的に確

認。

9 受入可能人員

〇〇人

10 研修生の募集期間及び募集方法

募集期間：令和〇年〇月〇日～〇月〇日

募集方法：機関紙、ホームページ等

11 育成研修受講料

円（テキスト代含む）

12 育成研修に使用する教材

農産物検査関係通知集、農産物検査マニュアル等

育成研修実施計画書（成分検査コースの例）

年 月 日

- 1 研修実施機関の代表機関等名、住所及び代表者氏名
- 2 育成研修実施コース
- 3 育成研修対象品目
- 4 農産物検査を行おうとする区域
- 5 研修実施機関を組織する登録検査機関等名、住所及び代表者氏名
- 6 講師

講師氏名	所 属	役職等	略歴等
〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇組合	〇〇主任	指導的農産物検査員（令和〇年～）
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

7 育成研修日程及び育成研修実施場所

	内 容	実施期間	実施場所	講師
(1) 講義	ア 関係法令（農産物検査法、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等）	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日（〇日間）	〇〇県〇〇市〇 〇町〇〇番地 〇〇〇〇	〇〇
	イ 農産物検査員の職務・心得			〇〇
	ウ 農産物検査の理論（検査の手順、検査の事前準備、抽出検査の理論、標準計測の理論等）			〇〇
(2) 実習	ア 分析実習（分析の方法等）	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日（〇日間）	〇〇県〇〇市〇 〇町〇〇番地 〇〇〇〇	〇〇
	イ 試料採取実習			

8 育成研修履修状況の確認方法

(1) 講義

実施予定日：令和○年○月○日

実施予定場所：○○県○○市○○町○○番地 ○○○○

担当講師：○○、○○、○○

筆記試験：15問（制限時間20分）、正解の割合が8割以上の研修生を合格者とする。

再試験等：筆記試験に合格しなかった研修生に対し、再試験についての希望を確認の上、それを希望する研修生には再試験を実施する。なお、再試験を実施する前に補習を行う。

(2) 実習

担当講師：○○、○○、○○

確認内容：農産物検査の現場における農産物検査の業務及び検査方法別の実務を総合的に確認。

9 受入可能人員

○○人

10 研修生の募集期間及び募集方法

募集期間：令和○年○月○日～○月○日

募集方法：機関紙、ホームページ等

11 育成研修受講料

円（テキスト代含む）

12 育成研修に使用する教材

農産物検査関係通知集、農産物検査マニュアル等

年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長〕

住 所

名 称

代表者氏名

育成研修の実施結果について

農産物検査法施行規則第15条第1項第2号に規定する農林水産大臣が指定する研修を修了しましたので、育成研修の履修状況等について別紙のとおり報告します。

(注) 別紙とは、様式第2号及び様式第3号を添付する。

国内産農産物検査コース（外国産農産物検査コース又は成分検査コース）の履修状況の確認結果

研修実施機関名

研修生が所属する 登録検査機関名	研修生氏名	基礎課程				現場実習課程			
		筆記試験	実技試験	補習の有無	履修状況	実施期間	実施日数	補習の有無	履修状況
						令和〇年〇月〇日 ～令和〇年〇月〇日			

- (注) 1 登録検査機関等の名称の欄は、当該研修生が所属する（予定の）登録検査機関等の名称を記入する。
 2 実施日数の欄の合計は、研修生ごとの現場実習を実施した日数の合計を記入するとともに、（ ）内にその合計を研修生の人数で除した平均日数（小数点第1位未満は四捨五入）を記入する。
 3 成分検査にあっては、基礎課程を講義、現場実習課程を実習と読み替える。

国内産農産物検査コース（外国産農産物検査コース又は成分検査コース）の研修修了者一覧表

氏名	生年月日	住 所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域	所属する登録検査機関等

(注) 1 研修修了者の所属が登録検査機関になろうとする法人である場合は、所属する登録検査機関等の欄にその名称の他に、代表者氏名、住所、連絡先等を記載すること。
 2 検査を行う農産物の種類の欄は、農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。
 3 検査を行う区域の欄は、農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、「一」と記載する。